

別添 2

令和 6 年 2 月 2 9 日

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課 御中
参事官（不動産管理業） 御中
住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当） 御中

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

「賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供のお願い（再周知）」の周知依頼

賃貸集合住宅の消費者は、入居した後になってから L P ガス料金を知ることが多く、料金に不満があっても受け入れるしかないという状況におかれています。こうした状況は消費者保護の観点から問題があることから、令和 3 年 6 月に、経済産業省及び国土交通省から、関係業界に対し、入居希望者への L P ガス料金の情報提供を依頼する通知を发出しました。

しかしながら、通知发出後の実態を調査した結果、L P ガス事業者から賃貸集合住宅の所有者等に L P ガス料金の情報提供がなされている割合は低い水準にあり、この取組が十分浸透していないと考えられます。

こうした中、令和 5 年 3 月に、当省総合資源エネルギー調査会の下部組織である液化石油ガス流通ワーキンググループにおいて、商慣行是正に向けた議論を再開し、L P ガスが消費者から信頼されるエネルギーとなるよう、制度見直しの方向性等について検討してまいりました。

その中で、賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供については、消費者が、入居前に L P ガス料金の多寡を知った上で入居を可能とするという観点からも、L P ガス事業者の自主的な取り組みから格上げし、制度上の措置として位置付けることとしています。

そのため、上記のような制度改正が今後予定されていることも踏まえ、改めて、全国の L P ガス販売事業者に対し、「賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供のお願い（再周知）」（添付）を周知し、令和 3 年 6 月に依頼した内容の徹底について要請したところです。

つきましては、国土交通省所管の関係業界団体に対しても（添付）を再周知していただくようお願いいたします。

以 上